



平成21年11月13日

内閣府（防災担当）

「事業継続ガイドライン第二版」について

内閣府（防災担当）では、企業における事業継続の取組を促進することを目的としている事業継続ガイドライン第一版（平成17年8月策定）について、本ガイドラインをより活用しやすくするため、平成20年12月に設置した「事業継続計画策定促進方策に関する検討会」において検討を行ってまいりました。

その結果、第一版を改定し、「事業継続ガイドライン第二版」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 事業継続ガイドライン第一版からの主な改定事項

別紙のとおりです。

2. 事業継続ガイドライン第二版の入手方法

内閣府のホームページから入手することができます。

(<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/index.html>)

なお、第一版と第二版の対照表は「事業継続計画策定促進方策に関する検討会（第5回）」の会議資料をご参照ください。

(<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/jigyou/keizoku.html>)

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付

災害予防担当参事官付補佐 金山 宏一

同主査 小林 誠

TEL : 03-3501-6996(直通) FAX : 03-3581-8933

「事業継続ガイドライン第一版」からの主な改定事項

1. 他のガイドラインとの相関関係の明示

本ガイドラインは、事業継続の取組みが有効なビジネスリスクに対応した考え方を示しているが、主に自然災害を想定した例示を用いていることから、他のリスクに関しては適宜他のガイドラインを参照することが望ましく、この点について改めて言及しておく必要がある。

2. 企業の規模や業種・業態を問わず一般的に適用可能であることの明示

本ガイドラインは、元来、対象とする企業の規模や業種・業態を限定していないが、それぞれの特性に応じた各種のガイドラインの策定が進められ、企業関係者が容易に相互関係を理解できるようにすることが求められるようになってきており、この点について改めて言及しておく必要がある。

3. 事業継続の取組みが有効なビジネスリスクを対象としていることの明示

本ガイドラインは、元来、事業継続の取組みが有効なビジネスリスクを対象としつつ、重大な災害リスクで海外からも懸念の強い「地震」から取り組むことを推奨しているが、近年、大規模水害や新型インフルエンザを含む感染症等への懸念が増大し、これらのリスクから取り組もうとする企業も見られるようになってきており、こうしたビジネスリスクを対象としていることについて改めて言及しておく必要がある。

4. 発展・定着につながる点検・是正処置の重視

本ガイドラインは、継続的改善を前提とする管理手法（マネジメントシステム）を取り入れているものの、当時の日本における社会的な定着状況を踏まえた柔軟な内容としているが、企業統治のあり方に係る制度等が新たに導入され、その状況に変化が生じているとともに、策定済・策定中企業が増加してきており、国際的な観点とあいまって、発展・定着につながる点検・是正処置を重視した記述を取り入れる必要がある。

5. 目標復旧時間と不可分な目標復旧レベルが存在していることの明示

本ガイドラインは、元来、目標復旧時間への言及に際しては、目標復旧レベルの存在を前提としているが、近年、大規模水害や新型インフルエンザを含む感染症のように、発生前より段階的な対応が求められ、かつ長期に亘るリスクへの対応等への懸念が増大し、これらを想定するにあたっては、継続する業務レベルを勘案することが重要視されてきており、目標復旧時間と不可分な目標復旧レベルが存在していることについて改めて言及しておく必要がある。